

・ 自立支援医療（精神通院医療）

・ 精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

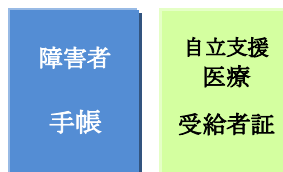
申請時の必要書類等について

現在、「自立支援医療受給者証」と「障害者手帳」をお持ちの方は、申請手続きの際に内容を確認しますので、一緒にお持ちください。

また、自立支援医療は、「健康保険」や「自己負担上限月額」の確認のため、申請手続きに時間がかかることがあります。お時間に余裕をもってお越しください。

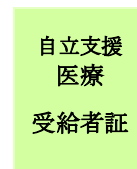
【自立支援医療・精神障害者保健福祉手帳を、同時に申請する場合】

- 精神障害者保健福祉手帳用診断書（※1）
- 健康保険の被保険者資格が確認できるもののコピー（※2）
- 写真 1枚（希望者のみ）（※3）
- マイナンバーカード又は通知カードなど個人番号が分かるもの



【自立支援医療のみを申請する場合】

- 自立支援医療費用診断書（主治医が作成してから3か月以内のもの）
- 健康保険の被保険者資格が確認できるもののコピー（※2）
- マイナンバーカード又は通知カードなど個人番号が分かるもの



【精神障害者保健福祉手帳のみを申請する場合】

- 精神障害者保健福祉手帳用診断書（※1）
精神障害を事由に障害年金を受給している方は、その年金証書または、振込通知書
- 写真 1枚（希望者のみ）（※3）
- マイナンバーカード又は通知カードなど個人番号が分かるもの



精神障害者保健福祉手帳用診断書

※1

- ・ 主治医が作成してから3か月以内のもの。
- ・ 自立支援医療の申請を同時にすることができます。
- ・ 土浦市では診断書料助成制度があります。（上限 5,000 円）
申請には、診断書料の領収書と振込先口座が分かるものが必要。
※自立支援医療費用診断書の診断書の助成はありません。

健康保険の被保険者資格が確認できるもののコピー

※2

- ・ マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面やデータを印字したもの。

マイナ保険証の場合、マイナンバーによる健康保険の資格確認を行うため、申請時のお手続きにお時間をいただきます。

- ※保険の被保険者が市外在住の場合、マイナンバーが分かる書類もお持ちください。
- ※資格情報のお知らせは、可能な限り A4サイズの紙でお持ちください。

写真

※3

- ・ サイズは、縦 4 cm×横 3 cm。
- 脱帽して上半身を写した、申請時から過去 1 年以内に撮影したもの。
- ※顔写真がない手帳の作成は可能ですが、写真がない場合は「JR 運賃割引」等の利用ができません。

（問い合わせ先）

〒300-8686 土浦市大和町 9-1 土浦市障害福祉課「障害審査係」（1階④～⑥窓口）
電話 029-826-1111（内線 2365、2454）